地球温暖化対策に取り組みましょう！

地球温暖化対策にあたっては、国民・事業者・行政が一体となって温暖化防止に関する普及啓発に取り組むことが重要です。

特に12月は温暖化を引き起こすCO2の排出量が増加する傾向があり、この時期に温暖化防止活動に取り組むことは大きな効果が期待されます。

一人ひとりが取り組むことが重要ですので、ご協力をお願いいたします。

食品ロスをなくそう！　生ごみ3きり運動

生ごみの約８０％は水分です。生ごみを焼却する際に水分が多いと、時間やコストがかかるだけでなく、二酸化炭素が多く発生しています。そのため、生ごみを削減するため**「水きり」「食べきり」「使いきり」の「3きり運動」**に取り組み、生ごみそのものを減らしましょう。

水きり

生ごみを捨てる前に、しっかり水きりをしましょう。茶殻やコーヒーかす、果物の皮などは一晩おいて乾燥させてから出すのも効果的です。

食べきり

食べきれる量を把握し、作りすぎ注文しすぎをせず残さず食べましょう。どうしても残ったものは別の料理に活用しましょう。

使いきり

賞味・消費期限を把握し、買い物に行く前は冷蔵庫にあるものを確認しましょう。食材の購入後は品質をチェックし、正しく保存しましょう。

寒い冬をエコに過ごそう！　ウォームビズ

過度に暖房に頼らず、暖房時の室温を20℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルを推奨しています。暖房に必要なエネルギー消費量を削減することによって、CO2の発生を削減し地球温暖化を防止することが目的です。

衣

外気に触れやすい３つの首（首・手首・足首）を、マフラーや手袋、レッグウォーマーなどであたためましょう。ひざ掛けやストールの活用も効果的です。

食

冬が旬の食材、根菜類、特にしょうがなどは体を内側から温める効用があります。おすすめは鍋料理で、体も室内も暖かくなり一石二鳥です。

住

室内の熱の50％は窓から流出していきます。あたためた空気を外に出さないよう、窓に断熱シートを張る、カーテンは床につく長さにして隙間をなくしましょう。

西ノ島町地球温暖化対策地域協議会　＜事務局＞ 西ノ島町役場 環境整備課　（電話：08514 - 6 - 1748）

12月4日～10日は、第77回人権週間です

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された昭和23年（1948年）12月10日の「人権デー」を記念して、翌年の12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開して人権尊重思想の普及高揚に努めています。

人権週間は、全国各地で啓発活動を行うとともに、特設人権相談所を開設します。（特設人権相談所については、お近くの法務局へお問い合わせください。）

職場や学校でのいじめや嫌がらせ、家族間での悩みごと、インターネット上の人権侵害など、毎日の生活の中で人権問題であると感じたことや、悩みごと、困りごとをお持ちの方は、一人で悩まずご相談ください。

☎相談専用ダイヤル　平日 8:30～17:15

★みんなの人権110番　0570 - 003 - 110
おかけになった場所の最寄の法務局へつながります。

※「女性の人権ホットライン」は、令和7年10月1日から「みんなの人権110番」に統合されました。「みんなの人権110番」でこれまで同様、女性の人権問題に関する相談を受け付けています。みんなの人権110番の電話番号（0570 - 003 - 110）を入力後、音声ガイダンスに従い、1番を入力すると女性の人権問題に関する相談が可能です。

★子どもの人権110番　0120 - 007 - 110（無料）
★外国語人権相談ダイヤル　0570 - 090 - 911

お持ちのパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用しての相談も可能です。詳しくは、「法務省人権相談」で検索してください。

インターネット人権相談窓口

お問い合わせ先：松江地方法務局西郷支局（電話：08512 - 2 - 0240）
西ノ島町役場　町民課（電話：08514 - 6 - 0103）

12月3日～12月9日は、障がい者週間です

「障がい者週間」とは
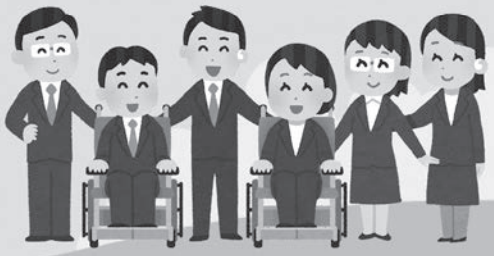
国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法により定められた週間です。